

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案について

公害等調整委員会事務局総務課

1 改正の概要

土地利用調整手続及び公害紛争処理手続の利便性向上の観点から、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則(昭和26年土地調整委員会規則第2号)及び公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和47年公害等調整委員会規則第3号)において、裁定手続における申請の取下げについて、期日における口頭での取下げを可能とするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

裁定手続における申請の取下げについて、書面による方法のほか、期日における口頭での取下げを可能とする(第12条の2関係)。

(2) 公害紛争の処理手続等に関する規則

裁定手続における申請の取下げについて、書面による方法のほか、期日における口頭での取下げを可能とする(第43条関係)。

3 公布日・施行日(予定)

○公布日：令和8年3月下旬

○施行日：令和8年4月1日